

赤れんがフェスタ in 舞鶴 2018 開催業務 仕様書

赤れんがフェスタ in 舞鶴 2018 開催業務について、以下のとおり仕様を定める。

記

1. 趣 旨

赤れんがパークのブランド価値を高めるとともに、京阪神地域からの観光集客及び観光消費の増加を目的として、秋の恒例行事である赤れんがフェスタ in 舞鶴 2018 を開催する。

2. 業務名

赤れんがフェスタ in 舞鶴 2018 開催業務

3. 実施場所

舞鶴赤れんがパーク、東体育館、赤れんが博物館及び周辺一帯

4. 委託事業費

舞鶴観光協会からの委託事業費は、6,057千円（税込み）を上限とする。
なお、民間企業等からの出資やクラウドファンディング等を活用するほか、一部の催しを有料にすることも可能とする。

5. 実施日時

実施日 平成30年10月20日（土）～10月21日（日）
ただし、この2日間をコアイベント日として、長期にわたり実施する提案も可能とする。

会場準備 赤れんがパーク 10月17日（水）より可能
東体育館 10月19日（金）より可能

実施時間 午前9時～午後10時
上記のうち実施時間を設定して提案すること。
但し、既存店舗と調整が必要な場合がある。

6. 委託業務

明治150年をテーマに、同時開催の日本遺産WEEKと連携した、赤れんがの魅力と舞鶴の食を楽しむ観光イベントとして開催すること

テーマ 「明治150年」

特徴

- 赤れんがパークの空間を活かした秋の観光イベント
- 明治150年をテーマにしたイベント
- 日本遺産WEEKのコアイベント
- 明治以降大衆に広まった海軍ゆかりの洋食文化をPRするフードイベント
- 舞鶴産の旬の食材を楽しむことができるフードイベント

7. 業務内容

- ① イベントの開催に向けて、企画立案、コーディネート、運営管理を行うこと
受託業者は、イベントの開催に向けた企画立案、コーディネート、運営管理を主体的に行うこと
ただし、発注者並びに舞鶴市は、それらを支援する
- ② 明治 150 年をテーマにした観光イベントとすること
明治期の日本躍動の時代に想いを馳せることが可能な内容とすること
- ③ 日本遺産 W E E K のコアイベントであること
同時開催する日本遺産 W E E K（日本遺産構成文化財の特別公開）と相乗効果が得られる内容として組み立てること
- ④ 海軍ゆかりの洋食文化を楽しむ観光イベントとすること
海軍ゆかりの洋食文化を広く周知するために、既存店舗と連携し、広域から集客できるフードイベントとして開催すること
なお、飲食店舗の設営場所は、赤れんがパーク敷地のほか、2号棟前駐車場、体育館前駐車場を候補地とする
- ⑤ まいづる海自カレープロジェクトとの連携事業であること
2年目を迎える「まいづる海自カレー」店舗と連携し、海軍ゆかりの洋食文化の1つである「海自カレー」のプロモーションイベントとして組み立てること
- ⑥ 市内の事業者の活用を図ること
やむを得ない場合を除き、原則として市内業者に発注すること
- ⑦ 都市部に向けた独自のプロモーションを展開すること
京阪神等の都市部に向けたプロモーション手法を検討し、独自に実施すべく提案すること（折り込み、ミニコミ誌など）
また、舞鶴観光協会や舞鶴市が当該イベントを宣伝するためのポスター、ちらし等のPR素材（データ）を開催日の2か月前までに製作し提供すること
なお、ポスター、チラシの印刷と新聞折り込みは、舞鶴市において実施する

8. 目標数値

当該イベントの目標数値を次のとおり定める

イベント入込数	50千人
イベント開催中のパーク内観光消費	6,000千円
※イベント出店者等に観光消費額の報告を別途依頼	

H29実績 14千人（1日間）

9. 中止する場合の措置

- ① 台風の接近や荒天等でイベントの開催が難しい場合は、発注者と受注者が協議のうえ中止等の措置を決定する。
- ② 中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

10. 留意事項

- ① 安全対策等

来場者の安全対策に万全を期すこと
重要文化財並びに都市公園施設の保全に万全を期すこと

②法令順守

関係法令の順守を徹底すること

③著作権

第三者が所有する著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権を処理すること

④守秘義務

本事業の実施にあたって知り得た情報は、第三者に開示、漏えい、若しくは、本業務以外の目的で使用しないこと

1.1. その他

赤れんがパークの備品は、支障のない限り貸し出し可能とする。